61．純資産合計 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］
62．負債・純資産合計 ［うち関係会社間の取引］	［　　］	［　　］

（注記）

1　・繰延費用のうち「11. 繰延費用（1年以内）」及び会員前受金のうち「39. 会員前受金（1年以内）」ついては、……による方法により算定した額を計上している。

2　．……

（備考）

1　・用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　．「修正価額」の欄には、資産（土地及び建設仮勘定を除く。）にあってはその帳簿価額が当該資産を評価した額を超えるとき、負債にあってはその帳簿価額が当該負債を評価した額を下るときに、その評価した額を記載すること。なお、修正価額欄を記載した場合は、該当する資産、負債各欄の各勘定科目の計欄及び合計欄は修正価額により計算した金額を記載するとともに、純資産合計欄も修正価格により計算した金額を記載すること。

3　．［うち関係会社間の取引］の欄には、許可割賦販売業者等及び関係会社相互間の取引高を記載すること（許可割賦販売業者等又はその親会社が連結財務諸表提出会社である場合は除く。）。

4　．「26.預託基金」には、指定受託機関へ預託した受託事業基金等の金額を記載すること。

5　・「40.買物券」には、前払式特定取引契約約款に基づき発行した証票の金額を記載すること（会員前受金と区分して計上している場合に限る。）。

6　・「41.商品券」には、前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第３条第１項に掲げる前払式支払手段をいう。）として発行した証票の金額を記載すること（「40.買物券」に計上しているものを除く。）。

7　・（注記）欄に、繰延費用のうち「11. 繰延費用（1年以内）」及び会員前受金のうち「39. 会員前受金（1年以内）」に計上する割合について、その算定方法を記載すること。